



千葉県市川市の行政書士 <http://hoshikawa.gyosei.or.jp>

行政書士リバースター法務事務所

事務所通信・スターダスト 2013年7月

この事務所通信は当事務所のお客様および名刺交換をさせていただいた皆様にお送りさせていただいております

いつでもお気軽にご相談下さい！ hoshikawa@gyosei.or.jp
〒272-0033 千葉県市川市市川南 1-10-1 ザ・タワーズウエスト 2414
TEL 047-322-5239

1 通信送付のご挨拶

謹啓 梅雨の折から、ますますご繁栄の事とお喜び申し上げます。いつも格別なお引き立てを賜り厚くお礼申し上げます。春から初夏にかけてお陰様で本当に忙しい日々でした。充実感を感じる事が多くなりました。開業当初の初めてできた達成感からお客様の困ったに対応できた充実感へと変わりつつあります。まだまだ初めて経験する仕事も多いのですが、他の業務経験を生かしカバーできています。逆に慣れによって油断をしないように一層精進して参ります。謹白

行政書士リバースター法務事務所 代表 星川 清房



2 近況のお知らせ

(1) NPO 千葉県成年後見支援センターの総会に参加しました

8日14時から、千葉市において行政書士で組織される成年後見を支援するNPO 千葉県成年後見支援センターの定時総会が開催され、参加して参りました。同NPOは、本年度中に日本行政書士会連合会が組織する一般社団コスモス成年後見サポートセンターへと移行するため、最後の定時総会となりました。一般社団コスモスへの移行スケジュールなどを確認いたしました。



(2) 行政書士会葛南支部幹事会に参加しました

当事務所代表は、本年度も引き続き支部役員を務めさせていただくことになり、22日に総会后1回目の幹事会が開かれました。そこでは、役割分担などが討議され、私は、市川市役所無料相談世話人と会社法務・国際業務研究部会の世話人を務めることになりました。研究部会の開催を行うだけでなく、自らその部門への知識の探求を行い、スペシャリストとしての研鑽に努めたいと思っております。

(3) 青色防犯パトロール講習会を受講しました

4日、市川商工会議所青年部の6月定例会において、市川市と市川警察署による青色防犯パトロール講習会が実施され、当該講習を受講し、防犯パトロール資格者更新を行いました。市川市内での犯罪件数の推移、その犯罪内容について知ることはわが町を知る上で非常に参考になり、住みよい街にしていきたいという意識が高まりました。

(4) ザ・タワーズウエスト住宅管理組合総会を開催しました

当事務所所在地であるアイリンクタウンザ・タワーズウエストの住宅管理組合の総会が、23日山崎製パン企業年金基金会館で開催されました。私が当組合理事長を務めさせていただいており、議長として、議案の説明、議事進行を行いました。組合員の皆様のご協力のおかげで無事総会を終えることができました。地域の皆様と組合活動を通じて知り合うことができ、多くの方々から学ぶことができました。2年間の理事経験を今後も生かして参りたいと思っております。



3 業務インフォメーション

1) 各種許認可の有効期限は大丈夫でしょうか。許認可事項の変更届の届出代行もいたします
御社の現在取得している許認可の期限は、目前に迫っていませんか。書類作成代行だけでなく、申請・届出のみの代行も承っておりますので、ご確認の上、御用命ください。決算期前後は許可期限が近いものが多いことがあります。許可書等をご確認ください。

2) 開業セミナーを開催いたします

独立開業を考えている方、副業での開業を考えている方、従業員の独立支援を考えている経営者の方、どなたも大歓迎の「開業セミナー」を私が参加するサンプラチャプター士業連携チームが企画しました。3回目の開催となります。

7月13日(土)14時から16時まで、千代田区神田神保町の東宝土地株式会社貸し会議室において「開業セミナー～開業の手続き、ノウハウを一気に獲得～」を開催します。

内容は、第一部が「開業時の手続きの大変さ体験談」として、台東区谷中よみせ通りでこの春開店したピアパブイシさんを迎え、インタビュー形式で開業時の苦労をお聞きします。

第2部として、各士業から開業時の注意事項をお話致します。税理士、社労士、司法書士、行政書士がそれぞれの分野の視点からお話します。第3部として、質疑応答、個別相談を行います。途中退出も可能です。

このセミナーを受講すると、開業の道のりが見え、必要な手続きがわかります。参加者には、開業に必要な手続きがわかる小冊子を差し上げます。参加費は1,000円。参加申し込みは、office@matsuyama-sr.comまでメールで、「参加者のお名前」「携帯電話番号」「メールアドレス」「創業予定の業種」をお送り下さい。当事務所にお問い合わせいただいても大丈夫です。多くの方々のご参加をお待ちしております。

3) 5両未満の規模の貨物自動車運送事者にも運行管理者の選任が義務付けられました

5月1日より貨物自動車運送事業輸送安全規則の一部を改正する省令が施行されました。これまで、事業者の保有車両が5両未満である場合については、運行管理者の選任が義務付けられておりませんでした。このような規模の事業者に対する重点監査の結果、多数の法令違反が確認され、安全対策の徹底を図ることとされました。内容は、全ての営業所に運行管理者を1名以上選任することを義務付けられ、経過措置として、この省令の公布の際(H25.3.29)、現に5両割れ事業者であった者については、平成26年4月30日までの間は、営業所ごとの保有車両台数が5両未満であっても運行管理者の選任を義務付けないものとする。つまりタイムリミットは来年の4月30日までということです。ご注意ください!

4) MF(千葉)交歓会第2回を開催します

7月24日午後3時より、アイリンクルーム(市川駅南口タワーズイースト3F)において、千葉の花とビジネスの集う交流会、MF交歓会の第2回を開催致します。参加費は500円。

当日は、笑顔を教えてくれる岡谷佳代さんが講師に、講座と参加者によるバズセッションを行います。非常に自由な会ですが、花にまつわる方が多く集まる会であり、今後面白い仕掛けをしていきたいと思っております。なお、会終了後、懇親会も企画しております。参加をご希望される方は、私の方まで当事務所の下記のメールアドレスにお知らせください。



気になったらすぐにお電話を 047-322-5239